

特殊詐欺等被害防止対策事業補助金（自動録音機能付き電話）

交付申請 ※注意事項※

①申請時の確認事項

- 満65歳以上の方が対象です。
- 商品の購入は、補助金交付決定書を受け取ってからです。
- 着信前自動警告及び自動録音の機能がある電話が対象です。

(着信前自動警告とは、呼び出し音が鳴る前に、相手に「この電話は防犯のため録音されます」等の警告メッセージを流す機能。)
- 補助金交付決定を受けてから、セール等で金額の変更がある場合は、事前に補助金変更交付申請が必要です。
- 販売店独自のポイントを使用する場合は、割引とみなして、補助対象経費から引かれます。

②添付書類について

- 商品の見積書とカタログの写しをつけてください。

(ネットでの購入の場合は、価格がわかるページと電話機(外付け機)の仕様がわかるページの写し。)